

広島県告示第九百九十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項の規定によつて、平成二十二年十二月十日に広島県農業振興地域整備基本方針を変更したので、その内容を別冊のとおり公表する。

平成二十二年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦